



金 沢 市 公 報

第 2 7 5 7 号 の 4

平成25年(2013年)4月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ	
告 示		風致地区の種別ごとの区域を定めたことについて (景観政策課) 2
平成25年度の国民健康保険料の料率等について (医療保険課) 1		選挙管理委員会委員長告示
		選挙管理委員の補欠について (選挙管理委員会) 4

告 示

●金沢市告示第100号

金沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例（平成25年条例第16号）附則（以下「附則」という。）第3条第6項の規定により読み替えて適用される金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率及び条例第31条第1項の規定により基礎賦課額から減額する額、附則第3条第7項において準用する同条第6項の規定により読み替えて適用される条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率及び条例第31条第5項において準用する同条第1項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに附則第3条第8項において準用する同条第6項の規定により読み替えて適用される条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

平成25年4月1日

金 沢 市 長 山 野 之 義

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の8.82
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円（1月当たり2,000円）
- (3) 世帯別平等割
 - 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年24,000円（1月当たり2,000円）
 - 特定世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - 特定継続世帯 1世帯につき年18,000円（1月当たり1,500円）

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年16,800円（1月当たり1,400円）
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年16,800円（1月当たり1,400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年8,400円（1月当たり700円）
 - 特定継続世帯 1世帯につき年12,600円（1月当たり1,050円）
- (2) 条例第31条第1項第2号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年12,000円（1月当たり1,000円）
 - 特定世帯 1世帯につき年6,000円（1月当たり500円）
 - 特定継続世帯 1世帯につき年9,000円（1月当たり750円）
- (3) 条例第31条第1項第3号の減額する額
 - ア 被保険者1人につき年4,800円（1月当たり400円）
 - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年4,800円（1月当たり400円）
 - 特定世帯 1世帯につき年2,400円（1月当たり200円）
 - 特定継続世帯 1世帯につき年3,600円（1月当たり300円）

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.21
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年9,480円(1月当たり790円)
- (3) 世帯別平等割
特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年9,120円(1月当たり760円)
特定世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定継続世帯 1世帯につき年6,840円(1月当たり570円)

4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年6,636円(1月当たり553円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年6,384円(1月当たり532円)
特定世帯 1世帯につき年3,192円(1月当たり266円)
特定継続世帯 1世帯につき年4,788円(1月当たり399円)
- (2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年4,740円(1月当たり395円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年4,560円(1月当たり380円)
特定世帯 1世帯につき年2,280円(1月当たり190円)
特定継続世帯 1世帯につき年3,420円(1月当たり285円)
- (3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年1,896円(1月当たり158円)
イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 1世帯につき年1,824円(1月当たり152円)
特定世帯 1世帯につき年912円(1月当たり76円)
特定継続世帯 1世帯につき年1,368円(1月当たり114円)

5 介護納付金賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の3.28
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,520円(1月当たり960円)
- (3) 世帯別平等割 1世帯につき年7,320円(1月当たり610円)

6 介護納付金賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額
ア 被保険者1人につき年8,064円(1月当たり672円)
イ 1世帯につき年5,124円(1月当たり427円)
- (2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額
ア 被保険者1人につき年5,760円(1月当たり480円)
イ 1世帯につき年3,660円(1月当たり305円)
- (3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額
ア 被保険者1人につき年2,304円(1月当たり192円)
イ 1世帯につき年1,464円(1月当たり122円)

●金沢市告示第101号

金沢市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成24年条例第69号)第3条の規定により、風致地区の種別ごとの区域を定めたので、次のとおり告示します。

なお、当該区域を表示する図面は、金沢市都市整備局景観政策課に備え置いて一般の縦覧に供します。

平成25年4月1日

金沢市長 山 野 之 義

種 別	区 域
第1種風致地区	<p>卯辰山風致地区のうち、卯辰町、御所町、未広町、鈴見町、田上町、常盤町、豊国町、鳴和町、東長江町、東御影町、東山1丁目及び若松町並びに若松1丁目及び若松2丁目の各一部</p> <p>東部丘陵風致地区のうち、荒屋町、神谷内町、小坂町、御所町、御所町1丁目、塚崎町、月浦町、福久町、法光寺町、百坂町、柳橋町及び吉原町の各一部</p> <p>南部丘陵風致地区のうち、大桑町、大額町、窪1丁目、窪3丁目、窪町、高尾1丁目、四十万町、高尾町、高尾南1丁目、つつじが丘、長坂町、額谷町、野田町及び山科町の各一部</p> <p>浅野川風致地区のうち、旭町1丁目、旭町2丁目、旭町、小立野1丁目、桜町、田井町、田上本町、田上町、銚子町、錦町、もりの里1丁目、もりの里2丁目、もりの里3丁目及び館町の各一部</p> <p>小立野台風致地区のうち、大桑町、小立野1丁目、田上本町、土清水町、錦町、涌波1丁目、涌波4丁目及び涌波町の各一部</p>
第2種風致地区	<p>中央風致地区のうち、石引4丁目、兼六町、小将町、出羽町、東兼六町及び本多町3丁目の各一部</p> <p>卯辰山風致地区のうち、角間新町、未広町、鈴見台2丁目、鈴見台3丁目、鈴見台4丁目、鈴見台5丁目、鈴見町、常盤町、東御影町、東山1丁目及び若松町の各一部</p> <p>東部丘陵風致地区のうち、神谷内町の一部</p> <p>南部丘陵風致地区のうち、大桑町、高尾1丁目、高尾町及び野田町の各一部</p> <p>浅野川風致地区のうち、旭町2丁目の一部</p> <p>小立野台風致地区のうち、大桑町及び土清水町の各一部</p>
第3種風致地区	<p>犀川風致地区のうち、清川町、十一屋町、寺町1丁目、寺町3丁目、寺町5丁目及び法島町の各一部</p> <p>卯辰山風致地区のうち、田上本町、田上町及び若松町の各一部</p>
第4種風致地区	<p>中央風致地区のうち、石引3丁目、兼六町、小将町、下石引町、宝町、飛梅町及び東兼六町の各一部</p> <p>卯辰山風致地区のうち、鶯町、卯辰町、子来町、未広町、鳴和台、鳴和町、東御影町、山の上町及び山ノ上町5丁目の各一部</p> <p>犀川風致地区のうち、片町1丁目、片町2丁目、川岸町、清川町、幸町、十三間町、千日町、中央通町、寺町1丁目、寺町3丁目、寺町5丁目、中川除町、中村町及び野町1丁目の各一部</p> <p>浅野川風致地区のうち、尾張町2丁目、主計町、材木町、桜町、鈴見台1丁目、常盤町、並木町、橋場町、東山1丁目、東山3丁目及び彦三町1丁目の各一部</p> <p>小立野台風致地区のうち、旭町1丁目、旭町3丁目、扇町、笠舞町、宝町、天神町1丁目、天神町2丁目、小立野1丁目、小立野2丁目、小立野3丁目、小立野5丁目、錦町、東兼六町、三口新町1丁目及び三口新町3丁目の各一部</p>
第5種風致地区	<p>卯辰山風致地区のうち、鶯町、卯辰町、角間町、観音町3丁目、子来町、常盤町、未広町、鳴和町、八幡町、東山1丁目、東山2丁目、山の上町、山ノ上町5丁目及び若松町の各一部</p> <p>中央風致地区のうち、石引4丁目、尾山町、兼六町、小将町、下石引町、出羽町、西町3番丁、広坂2丁目、本多町2丁目、本多町3丁目及び丸の内の各一部</p> <p>南部丘陵風致地区のうち、大額町及び額谷町の各一部</p>

選挙管理委員会委員長告示

●金沢市選挙管理委員会委員長告示第1号

選挙管理委員 平田誠一が退職したことから委員に欠員が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、次の者を平成25年4月1日に選挙管理委員に補欠しました。

平成25年4月1日

金沢市選挙管理委員会

委員長 若 杉 幸 平

住所 金沢市吉原町八12番地1

氏名 的場 豊征

平成25年(2013年)4月1日 印刷

平成25年(2013年)4月1日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄